

博物館定期報告実施要項

1 目的

この要項は、博物館法（昭和26年法律第285号）第16条に規定する定期報告について、必要な事項を定める。

2 提出書類

博物館法第16条の規定による報告は、定期報告書（様式1）により提出しなければならない。

3 提出期限

博物館法第16条の規定による報告は、毎事業年度初めの3か月以内に教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

定 期 報 告 書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

設置者 住 所
 名 称
 代表者氏名

前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日）までの博物館の運営の状況について、博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

博物館の名称			
博物館の所在地			
博物館資料（ 年 月 日現在）	点		
職 員（ 年 月 日現在）	館 長	学 芸 員	その他職員
	名	名	名
施設及び設備の変更の有無	有 ・ 無		
年間開館日数	日		

(添付資料)

1. 当該年度の事業実績を示す書類
2. 施設及び設備の変更がある場合は、変更内容を示す書類